

改正の概要

	整備項目	現行の札幌市の整備基準	改正後の 札幌市の整備基準	(参考) 令和3年政令改正後 の国の基準
500 ㎡未満の建築物を対象とする基準の改正概要	(1) 出入口(利用円滑化経路上にある出入口)	建築物の外部への出入口の幅については90 cm以上 上記の出入口以外の出入口の幅については80 cm以上	建築物に設ける全ての出入口の幅について80 cm以上	建築物に設ける全ての出入口の幅について80 cm以上
	(2) 廊下等(利用円滑化経路上にある廊下等)	幅 140 cm以上 (末端付近及び 50m以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅 120 cm以上)	幅 90 cm以上	幅 90 cm以上
	(3) 傾斜路(利用円滑化経路上にある傾斜路)	幅 140 cm以上、階段に併設する場合は幅 90 cm以上 (車いす転回スペースを設けた廊下に接続する傾斜路については幅 120 cm以上)	幅 90 cm以上	幅 90 cm以上
	(4) 敷地内の通路(利用円滑化経路を構成する敷地内の通路)	幅 140 cm以上 (障がい者や高齢者を含む不特定多数の者が利用する通路については幅 180 cm以上)	幅 90 cm以上	幅 90 cm以上
	(5) 敷地内の通路(利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路)	幅 140 cm以上、段を併設する場合は幅 90 cm以上 (障がい者や高齢者を含む不特定多数の者が利用する傾斜路については幅 180 cm以上)	幅 90 cm以上	幅 90 cm以上